

公布された規則のあらまし

◇難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令に規定する指定特定医療に係る負担上限月額の特例が平成29年12月31日に終了することに伴い、必要な改正を行いました。（様式第3号関係）

2 施行期日

この規則は、平成30年1月1日から施行することとしました。